

欧州委員会、税関における知的財産権の権利行使に関する規則案を公表

2011年5月29日
JETRO デュッセルドルフ事務所

欧州委員会は、5月24日、税関における知的財産権の権利行使に関する規則案を公表した。

EUの税関における知的財産権の権利行使については、「特定の知的財産権の侵害が疑われる物品に対する税関の措置及び当該権利の侵害が認められた物品に対してとられるべき対策に関する2003年7月22日付欧州連合理事会規則(EC) No 1383/2003」(以下、「旧税関規則」)が2004年7月に発効している。しかし、旧税関規則の見直しのために2010年3月～6月にかけて実施されたパブリック・コンサルテーションにおいては、幅広い利害関係者から86の意見が提出され、税関当局が実施可能な状況についての範囲、知的財産権の範囲、簡素な手続き、製品の保管と廃棄の費用について問題点が指摘されていた。

そして、本規則案と同日に欧州委員会から公表された「知的財産権のための単一市場－欧州における経済成長、高品質な雇用及び最高品質の製品及びサービスを提供するための創造性向上とイノベーション促進のために」と題するコミュニケーションのD.(1) (項目16)においても、「税関審査の範囲拡張や、適法な業者の利益を保護するためのいくつかの手続きの明確化のため、同規則は改正が必要である」とされていた。今後、欧州議会およびEU理事会において検討が行われ、本規則案が成立すれば旧税関規則と置き換えられる。本規則案による主な改正項目は次のとおり。

- (1) 権利行使を強化するため、旧税関規則によってカバーされる範囲を、商号、半導体製品の回路配置、実用新案を含むように拡張する。また、既に税関によって権利行使されている他の権利侵害と同様に、並行貿易から生じる侵害および技術的手段を回避する装置を含むように、規則の範囲を拡張する。
- (2) 製品が税関の監視下であり、かつ、法制度の手続的性質と知的財産の実体法との区別が強調されるべきあらゆる状況において、税関が知的財産権の権利行使の目的のために統制する能力が維持される。
- (3) 形式的で費用のかかる法的手続きを経る必要なく、一定条件下において、税関が廃棄のために製品を放棄させることを可能にする手続きを導入する。この手続きは侵害の種類に応じて区別される。海賊版および模倣品の製品については、所有者が廃棄に対す

る明示的な反論を行わなかった場合には、製品を廃棄することに合意したと見なされる。一方、それ以外の場合には、所有者が明示的に廃棄に合意することが必要とされる。合意が得られない場合には、権利者は侵害を立証するために法的手続きを開始する必要がある、そうでなければ製品は解放される。

(4) 申請によって対象とされた模倣品および海賊版の疑いのある製品の小規模貨物のために、特定の手続きが導入され、それによって権利者の関与なく製品を廃棄することができる。

(5) 税関における権利行使手続きの起こり得る濫用からの適法な貿易業者の利益の保護を確保するため、また、規則における基本的権利の特権の原則を統合するため、追加的な条項が提案される。この目的を達成するために、本規則は、疑われる製品を留保するためのタイムライン、貨物に関する情報が税関から権利者へ伝達される条件、模倣品および海賊版以外の知的財産権侵害の疑いがある場合に税関の管理のもとで製品を廃棄することを容認する手続きが適用される条件、抗弁の権利を明確にする。このように新しい規則は、より強力な権利行使のツールとなり、税関の措置の合法性を拡大させるものである。侵害の保管および廃棄の費用の問題は様々な利害関係者から注目を集めていた。税関によって直接支払われた保管および廃棄の費用が税関の措置を請求した権利者によって負担されるという規定が存在するが、ただし、第一義的に責任のある者からその費用を回復するための法的手続きを取ることを妨げるものではない。しかしながら、小規模貨物のための重要な例外規定が設けられており、小規模貨物のための保管および廃棄の費用は税関によって負担される。

— 欧州委員会によるプレスリリースは、以下参照 —

[Legislation](#)

— 本規則案は、以下参照 —

[Proposal for a REGULATION OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL concerning customs enforcement of intellectual property rights \(PDF\)](#)

— 旧税関規則の条文全文は、欧州知的財産ニュース 2004 年 7 月号を参照 —

[特定の知的財産権の侵害が疑われる物品に対する税関の措置及び当該権利の侵害が認められた物品に対してとられるべき対策に関する 2003 年 7 月 22 日付欧州連合理事会規則\(EC\) No 1383/2003 \(PDF\)](#)

— 本規則案に関連する過去の欧州知的財産ニュースは、以下参照 —

[欧州委員会、「知的財産権のための単一市場」に関する包括的施策を公表 \(2011 年 5 月 25 日\) \(PDF\)](#)

(以上)